

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
の場合は、
翌日の翌日)

目 次

◇訓 令 県の執務時間に関する規程

職員の勤務時間に関する規程

訓 令

鳥取県訓令第二号

県の執務時間に関する規程を次のように定める。

昭和四十四年二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

県の執務時間に関する規程

(目的)

第一条 この訓令は、県の執務時間に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(執務時間)

第二条 県の執務時間は、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日並びに一月二日、同月三日

及び十二月二十九日から同月三十一日までをいう。)を除き、次の表に定めるところによる。

期	間	執 務 時 間
五月一日から 十月三十一日まで	月曜日から 金曜日まで	八時三十分から十七時十五分まで
十一月一日から 翌年の四月三十日 まで	土 曜 日 月曜日から 金曜日まで	八時三十分から十二時三十分まで 九時から十七時四十五分まで
	土 曜 日	九時から十三時まで

(執務時間の特例)

第三条 現業その他特別の事務を所掌する機関の執務時間については、各機関の長が知事の承認を得て別に定めることができる。

附 則

この訓令は、昭和四十四年三月一日から施行する。

鳥取県訓令第三号

職員の勤務時間に関する規程を次のように定める。

昭和四十四年二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職員の勤務時間に関する規程

(目的)

第一条 この訓令は、職員の勤務時間、休憩時間及び休息時間(以下「職員の勤務時間等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的と

する。
(勤務時間等)

第二条 職員の勤務時間等は、次の表に定めるところによる。

期	間	勤務時間	休憩時間	休憩時間
五月一日から十 月三十一日まで	月曜日 から 金曜日 まで	八時三十分から 十七時十五分ま で	十二時十五分 から 十三時まで	十二時から十二時 十五分まで及び十 七時から十七時十 五分まで
十一月一日から 翌年の四月三十 日まで	月曜日 から 金曜日 まで	九時から 十七時四十五分 まで	十二時十五分 から 十三時まで	十二時から十二時 十五分まで及び十 七時三十分から十 七時四十五分まで
日まで	土曜日	九時から 十三時まで		十二時四十五分 から 十三時まで

(勤務時間等の特例)

第三条 現業その他特別の勤務に従事する職員の勤務時間等については、各機関の長が知事の承認を得て別に定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和四十四年三月一日から施行する。

(県の執務時間及び職員の勤務時間に関する規程等の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

- 一 県の執務時間及び職員の勤務時間に関する規程(昭和二十四年一月鳥取県訓令甲第一号)
- 二 休憩時間に関する規程(昭和二十四年一月鳥取県訓令甲第三号)